東京都技術実績評価型総合評価方式試行要綱

22 財経総第 1676 号 平成 23 年 1 月 4 日

(趣旨)

第1条 この要綱は、東京都が発注する建設工事において、品質確保を図るため、入札の際に、 工事価格及び施工実績等の技術的能力を総合的に評価して落札者を決定する方式(以下「技術 実績評価型総合評価方式」という。)を試行するに当たり、基本的事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 契約担当者等 東京都契約事務規則 (昭和 39 年東京都規則第 125 号。以下「規則」という。 第7条の「契約担当者等」をいう。
- (2) 一級技術者 建設業法(昭和24年法律第100号)第15条第2号イに該当する者をいう。
- (3) 二級技術者 建設業法第27条第1項の規定による技術検定若しくはその他の法令に規定する試験で当該試験に合格することによって直ちに同法第7条第2号ハに該当することとなるものに合格した者又はその他の法令に規定する免許若しくは免状の交付(以下「免許等」という。)で当該免許等を受けることによって直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であって、一級技術者以外の者をいう。
- (4) その他の技術者 建設業法第7条第2号イ、口若しくはハ又は同法第15条第2号ハに該当する者で、一級技術者及び二級技術者以外の者をいう。
- (5) コリンズ 財団法人日本建設情報総合センターの工事実績情報サービスをいう。
- (6) 工事成績評定通知書の総評定点 東京都工事成績評定要綱(平成14年3月26日付13財営 技第167号)第12条の規定に基づく、過去の工事成績評定通知書の総評定点をいう。
- (7) 基準日 各四半期の初日(4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日)のうち、発注予定の公表を開始する日の直前のものをいう。ただし、発注予定の公表を開始する日が各四半期の初日の場合は、該当する各四半期の初日とする。

(試行対象工事)

- 第3条 技術実績評価型総合評価方式の試行対象工事は、予定価格が、建築工事にあっては4億円以上、土木工事にあっては3億2千万円以上、設備工事にあっては1億2千万円以上の工事案件から選定する。ただし、特定調達契約(規則第54条第5号の「特定調達契約」をいう。)による契約を除くものとする。
- 2 工事を主管する局等の長(以下「工事主管局長」という。)は、具体的な試行対象工事を決定し、契約担当者等に通知する。

(試行実施要領)

第4条 工事主管局長は、技術実績評価型総合評価方式の試行に当たっては、あらかじめ次に掲げる事項を内容とする試行実施要領を、技術審査委員会が実施する第8条第2項に規定する調査及び審議を経て、契約担当者等及び財務局経理部長と協議の上、定めるものとする。

- (1) 前条第2項に規定する試行対象工事の決定に係る方針
- (2) 第 14 条第 3 項及び同条第 5 項に規定する技術点を評価する項目(以下「技術点の評価項目」 という。)の選択に係る方針

なお、試行実施要領を定めようとするときは、第9条の規定に基づき、あらかじめ学識経験 を有する2人以上の者から意見を聴取しなければならない。

(公表に当たり工事主管局長が定める事項)

- 第5条 工事主管局長は、技術実績評価型総合評価方式を試行しようとする場合は、次に掲げる 事項について、契約担当者等と協議の上、あらかじめ定めるものとする。
 - (1) 工事件名、工事場所及び工事概要
 - (2) 提出資料の様式及び提出方法
 - (3) 価格点の評価方法
 - (4) 技術点の評価項目及び評価方法
 - (5) 総合評価の方法及び落札者の決定方法
- (6) 資料の提出後は、原則として資料に記載された内容の変更を認めないこと
- (7) 資料に記載された配置予定技術者は、原則として変更できないこと
- (8) 一般競争入札による場合、詳細は入札説明書によること
- (9) その他必要と認める事項

(入札公告)

第6条 技術実績評価型総合評価方式を試行しようとする場合の入札公告においては、前条及び 技術実績評価型総合評価方式の対象工事であることを明示するものとする。

(発注予定工事の事前公表において示す事項)

第7条 技術実績評価型総合評価方式を試行しようとする場合の発注予定工事の事前公表においては、第5条に掲げる事項のうち第8号を除いたもの及び技術実績評価型総合評価方式の対象工事であることを公表事項として明示するものとする。

(技術審査委員会)

- 第8条 工事主管局長は、技術実績評価型総合評価方式における試行実施要領の策定に当たって、 技術審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置するものとする。
- 2 審査委員会は、試行実施要領の策定に当たっての調査及び審議を所掌するものとする。
- 3 審査委員会は、委員長及び委員若干名をもって組織する。
- 4 審査委員会は、委員長が招集する。

(学識経験を有する者の意見の聴取)

- (1) 試行実施要領及び落札者決定基準を定めるに当たり留意すべき事項
- (2) 落札者を決定しようとするとき改めて学識経験を有する者からの意見聴取を行う必要の有無

2 前項第2号において、必要があるとの意見が述べられた場合には、落札者(あらかじめ予定 価格の制限の範囲内の価格をもって行われた申込みをした者のうち、価格その他の条件が東京 都にとって最も有利な者)を決定しようとするときは、学識経験を有する2人以上の者から、 その決定についての意見を聴取しなければならない。

(技術実績評価型総合評価方式における入札方式)

第 10 条 技術実績評価型総合評価方式の入札は、予定価格に応じて、一般競争入札又は指名競争 入札によるものとする。

また、指名競争入札のうち共同企業体に発注する場合であっても、あらかじめ自主的に結成された共同企業体に競争入札参加希望申込みを行わせる方式により行うものとする。

(競争入札参加申込みに当たっての資料の提出)

第 11 条 当該競争入札の参加資格確認を申込む者又は当該競争入札に参加を希望する者(以下「競争入札参加希望者」という。)は、入札公告又は発注予定工事の事前公表に基づき、当該競争入札の参加資格確認申込み又は当該競争入札の参加希望申込み(以下「競争入札参加申込み」という。)と併せて、第 14 条第 3 項に規定する技術点の評価項目ごとの評価点を示す資料を提出するものとする。

(指名選定及び競争入札参加資格の確認等)

- 第12条 指名競争入札における指名業者の選定に当たっては、東京都工事請負指名競争入札参加者指名基準(平成6年9月30日付6財経総第754号。以下「指名基準」という。)により指名すること。ただし、本試行要綱を適用する案件に限っては、原則として指名基準第5及び第8を適用せず、次のとおりとする。
 - (1) 指名基準第5については、「契約担当者等は、第4の1の定めにかかわらず、当該等級の直近上位又は直近下位の等級に属する者のうちから指名することができる。」と読み替える。
 - (2) 指名基準第8については、「当該競争入札に参加を希望する者で、この基準による指名が可能な者を指名するものとする。」と読み替える。
- 2 契約担当者等は、「工事成績評価点」に係る資料を確認した上で、競争入札参加資格の確認又 は指名業者の選定を行うものとする。
- 3 競争入札参加資格の確認又は指名業者の選定に当たっては、第17条第3項に規定する「工事成績評価点」の算定の基となる工事成績評定通知書の総評定点のうち、最直近のものが60点未満でない者を対象とする。

(資料の送付)

第13条 契約担当者等は、「工事成績評価点」に係る資料及び「工事成績評価点」以外の技術点に係る資料(以下「すべての技術点に係る資料」という。)を工事主管局長に送付するものとする。

(総合評価の方法)

第14条 技術実績評価型総合評価方式の評価は、価格点と技術点とを合計した評価値による。

2 価格点の評価は次のとおりとする。

価格点= $(式(1)+式(2)) \div 2$

式① (上限は30点とする。)

- ・最低入札価格について、基準値※を下回る場合は、基準値とする。
- (※) 基準値=直接工事費×75%+共通仮設費×70%+現場管理費×70%+一般管理費×30%+ガス工事費+発生材売却費等
- ・最低入札価格について、最低制限価格制度適用案件においては、最低制限価格未満の入札を除き、 最も低い金額とする。
- ・最低入札価格と予定価格が同額の場合は、30点とする。

式② (上限は30点とする。)

- ・調査基準値は、調査基準価格又は最低制限価格を、有効数字3桁として、 端数処理したものとする。(4桁目は切り上げる)。
- 3 技術点の評価は、「企業の技術力」及び「企業の信頼性・社会性」から算定するものとし、技 術点の評価項目並びに技術点の評価項目ごとの評価点及び満点は、別表1のとおりとする。
- 4 「企業の技術力」は、別表1に掲げる6つの評価項目とし、評価はそれらの評価点の合計に よるものとする。

なお、第17条第2項第7号及び同条第6項第6号の規定により同種工事及び類似工事を指定 しない工事については、「企業の実績点」及び「配置予定技術者の実績点」を評価項目としない。

- 5 「企業の信頼性・社会性」は、別表1に掲げる評価項目とし、「事故及び不誠実な行為の有無」 及び別表1の備考欄に示す選択対象の評価項目(以下「選択対象項目」という。)のうち工事主 管局長が選択し定める2つの評価項目とする。評価は、それらの評価点の合計によるものとす る。
- 6 別表 1 に掲げる選択対象項目について、建築工事及び設備工事においては、「地域における実績」、「IS09001 又は 14001 の認証取得の有無」及び「地域内における本店又は営業所の所在の有無」とし、土木工事においては、「地域における実績」、「災害協定等の締結の有無」、「単価契約工事又は緊急施行工事の実績」、「IS09001 又は 14001 の認証取得の有無」及び「地域内における本店又は営業所の所在の有無」とする。

(技術点の評価)

- 第15条 工事主管局長は、契約担当者等からすべての技術点に係る資料の送付を受けたときは、 速やかに技術点の審査を行うものとする。
- 2 技術点の評価は、入札公告又は発注予定工事の事前公表において示した評価方法により、工 事主管局長が決定するものとする。

(落札者の決定方法)

- 第16条 入札価格が予定価格の制限の範囲内である者のうち、第14条第1項の評価値の最も高いものを落札者とする。
- 2 前項の評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

(「企業の技術力」の評価方法)

- 第17条 「企業の技術力」の評価は、以下の項で規定する評価点の合計によるものとする。
- 2 「企業の実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。
- (1) 「企業の実績点」は2点満点とし、競争入札参加希望者のうち、当該競争入札の参加資格 確認の通知を受けた者又は当該競争入札の参加者として指名を受けた者(以下「競争入札参 加者」という。)が、基準日の5年前の日から起算して5年の間に完了した工事のうち、同種 工事の実績を1件以上有する場合に2点、類似工事の実績を1件以上有する場合に1点、そ れ以外の場合に0点とする。
- (2) 第1号の同種工事とは、コリンズにおける工種が当該発注工事と同一で、高さ、長さ及び 面積等の規模が当該発注工事と同程度以上のものとし、起工時に指定する。
- (3) 第1号の類似工事とは、コリンズにおける工種が当該発注工事と同一で、高さ、長さ及び 面積等の規模が当該発注工事よりも小さいものの経験として有用なものを、起工時に指定す る。
- (4) 「企業の実績点」は、コリンズに登録されたデータから算定する。
- (5) 第2号の実績は、単体又は共同企業体の代表者(乙型建設共同企業体の場合は担当工事の代表者)としての実績とする。
- (6) 当該発注工事が共同企業体を対象としている場合は、前号を踏まえた上で構成員のいずれかの実績を対象とする。
- (7) 同種工事及び類似工事の指定が困難な建築工事又は設備工事の改修工事の場合は、第1号の同種工事及び類似工事を指定しない。
- 3 「工事成績評価点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。
- (1) 「工事成績評価点」の算定は、工事成績評定通知書の総評定点の平均に応じて、別表2のとおりとする。
- (2) 工事成績評定通知書の総評定点の平均は、競争入札参加希望者が、基準日の3年3か月前の日から起算して3年の間に完了した工事のうち、工事完了日が基準日に近いものから順に3件の工事成績評定通知書の総評定点の相加平均とし、小数第2位以下は切り捨てる。3件に満たない場合は、当該工事件数のみを対象とする。工事完了日が同一の案件が複数存在する場合は工事成績評定点の低いものを優先する。

また、工事成績評定通知書の総評定点が60点未満のものは、当該総評定点を0点として算定するものとする。

- (3) 工事成績評定通知書は、東京都の発注工事(公営企業局含む。以下同じ。)のみを対象とする。
- (4) 「工事成績評価点」の算定の対象工事は、原則として、東京都建設工事等競争入札参加資格の業種区分で当該発注工事と同一の業種とする。

なお、当該発注工事と異なる業種を対象とする場合は、起工時に指定するものとする。

- (5) 当該発注工事が共同企業体への発注の場合は、共同企業体としての「工事成績評価点」は、 第1号に基づき算定される構成員ごとの工事成績評価点すべてについて、構成員ごとの出資 割合で加重平均することにより算定するものとする。
- 4 「企業の優良工事表彰の実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。
- (1) 「企業の優良工事表彰の実績点」は2点満点とし、競争入札参加者が、競争入札参加申込み受付期間の末日の3年前の日が属する年度の4月1日から起算して3年の間に、優良工事として表彰された実績を1件以上有する場合に2点、それ以外の場合に0点とする。
- (2) 優良工事として表彰された実績は、東京都の発注工事において、工事を優良な成績で完成させたとして、工事主管局長等から賞状等の書状を贈呈された実績を対象とする。
- (3) 当該発注工事が共同企業体への発注の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。
- 5 「配置予定技術者の資格点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。
- (1) 「配置予定技術者の資格点」は3点満点とし、配置予定技術者が、当該発注工事の建設業法上の業種について、一級技術者の場合に3点、二級技術者の場合に2点、その他の技術者の場合に1点とする。

なお、複数の資格を持つ場合には、上位の資格1つについてのみ評価する。

- (2) 当該発注工事が共同企業体への発注の場合は、配置予定技術者のうち監理技術者として予定している者が保有する資格を対象とする。
- 6 「配置予定技術者の実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。
- (1) 「配置予定技術者の実績点」は3点満点とし、配置予定技術者が、基準日の5年前の日から起算して5年の間に完了した工事のうち、同種工事の実績1件について、監理技術者として係わった場合に3点、主任技術者又は現場代理人として係わった場合に1点、それ以外の場合に0点、類似工事の実績1件について、監理技術者として係わった場合に1.5点、主任技術者又は現場代理人として係わった場合に0.5点、それ以外の場合に0点とする。
- (2) 前号の同種工事とは、コリンズにおける工種が当該発注工事と同一で、高さ、長さ及び面積等の規模が当該発注工事と同程度以上のものとし、起工時に指定する。
- (3) 第1号の類似工事とは、コリンズにおける工種が当該発注工事と同一で、高さ、長さ及び 面積等の規模が当該発注工事よりも小さいものの経験として有用なものを、起工時に指定す る。
- (4) 「配置予定技術者の実績点」は、コリンズに登録されたデータから算定する。
- (5) 実績の対象となる工事において、配置予定技術者が複数の職務を兼ねていた場合は、どちらか1つの職務についてのみ評価する。
- (6) 当該発注工事が共同企業体への発注の場合は、配置予定技術者のうち監理技術者として予定している者の実績を対象とする。
- (7) 同種工事及び類似工事の指定が困難な建築工事又は設備工事の改修工事の場合は、第1号の同種工事及び類似工事を指定しない。
- 7 「配置予定技術者の優良工事の実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。
- (1) 「配置予定技術者の優良工事の実績点」は 3 点満点とし、配置予定技術者が、基準日の 3 年 3 か月前の日から起算して 3 年の間に完了した工事のうち、監理技術者、主任技術者又は 現場代理人として係わった工事の実績 1 件について、工事成績評定通知書の総評定点が 80 点 以上の場合に 3 点、工事成績評定通知書の総評定点が 75 点以上 80 点未満の場合に 2 点、それ以外の場合に 0 点とする。
- (2) 工事成績評定通知書は、東京都の発注工事のみを対象とする。

- (3) 「配置予定技術者の優良工事の実績点」は、第1号の工事におけるコリンズに登録されたデータ及び工事成績評定通知書から算定する。
- (4) 当該発注工事が共同企業体への発注の場合は、配置予定技術者のうち監理技術者として予定している者の実績を対象とする。

(「企業の信頼性・社会性」の評価方法)

- 第18条 「企業の信頼性・社会性」の評価は、以下の項で規定する評価点の合計によるものとする。
- 2 「事故及び不誠実な行為の実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。
- (1) 「事故及び不誠実な行為の実績点」は、競争入札参加者が、基準日の3年前の日から起算して3年の間に、東京都競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱(平成18年4月1日付17財経総第1543号)に基づく指名停止を受けている場合に-3点とする。
- (2) 当該発注工事が共同企業体への発注の場合は、構成員のいずれかの実績を対象とする。
- 3 「地域における実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。
- (1) 「地域における実績点」は1点満点とし、技術点の評価項目として選択され、競争入札参加者が、基準日の3年3か月前の日から起算して3年の間に完了した工事のうち、当該発注工事の施工場所の属する区市町村及びそれに隣接する区市町村において行った工事で、工事成績評定通知書の総評定点が60点以上の実績を1件以上有する場合に1点、それ以外の場合に0点とする。
- (2) 工事成績評定通知書は、東京都の発注工事のみを対象とする。
- (3) 当該発注工事が共同企業体への発注の場合は、構成員のいずれかの実績を対象とする。
- 4 「災害協定締結の実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。
- (1) 「災害協定締結の実績点」は1点満点とし、技術点の評価項目として選択され、競争入札 参加者が競争入札参加申込みの時点で、東京都又は都内の区市町村と災害時における防災活 動について定めた災害協定を1件以上締結している場合に1点、それ以外の場合に0点とす る
- (2) 当該発注工事が共同企業体への発注の場合は、構成員のいずれかの実績を対象とする。
- 5 「単価契約工事又は緊急施行工事の実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。
- (1) 「単価契約工事又は緊急施行工事の実績点」は1点満点とし、技術点の評価項目として選択され、競争入札参加者が、基準日の3年前の日から起算して3年の間に、施設維持に係る単価契約工事又は災害時における緊急施行工事を完了した実績を1件以上有する場合に1点、それ以外の場合に0点とする。
- (2) 施設維持に係る単価契約工事又は災害時における緊急施行工事は、東京都の発注工事のみを対象とする。
- (3) 当該発注工事が共同企業体への発注の場合は、構成員のいずれかの実績を対象とする。
- 6 「IS09001 又は 14001 の認証取得の実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。
- (1) 「IS09001 又は 14001 の認証取得の実績点」は 1 点満点とし、技術点の評価項目として選択され、競争入札参加者が競争入札参加申込みの時点で、ISO(国際標準化機構) 9000 シリーズの 9001 又は IS014000 シリーズの 14001 を認証取得している場合に 1 点、それ以外の場合に 0 点とする。
- (2) 当該発注工事が共同企業体への発注の場合は、構成員のいずれかの実績を対象とする。
- 7 「地域内における本店又は営業所所在の実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。

- (1) 「地域内における本店又は営業所所在の実績点」は1点満点とし、技術点の評価項目として選択され、競争入札参加者の「都と契約する本店又は営業所」の所在地が、当該発注工事の施工場所の属する区市町村及びそれに隣接する区市町村の場合(いずれの区市町村も都内に限る。)に1点、それ以外の場合に0点とする。
- (2) 当該発注工事が共同企業体への発注の場合は、構成員のいずれかの実績を対象とする。

(資料説明会)

第19条 資料説明会は開催しない。

(その他)

第20条 この要綱の実施に関し必要な事項は、工事主管局長が定めるものとする。

附 則 (22 財経総第 1676 号) この要綱は、平成 23 年 1 月 4 日から施行する。

別表 1

		評 価 項 目	評 価 点	満点	(点)	建築	別の記 土木 工事	設備	備考
技術点	企業の技術力	企業の同種工事等の実績	企業の実績点	2		©			
		過去の工事成績評定	工事成績評価点	15	19		0		
		企業の優良工事表彰の実績	企業の優良工事表彰の実績点	2			0		
		配置予定技術者の保有する資格	配置予定技術者の資格点	3			0		
		配置予定技術者の同種工事等の 実績	配置予定技術者の実績点	3	9		0		
		配置予定技術者の優良工事の 実績	配置予定技術者の優良工事の 実績点	3			0		
	企業の信頼性 ・社会性	事故及び不誠実な行為の有無	事故及び不誠実な行為の実績点	-3		0			有る場合に減点
		地域における実績	地域における実績点	1	2	0	0	0	選択対象の評価項目 (このうち2つを選択)
		災害協定等の締結の有無	災害協定締結の実績点	1			0	_	
		単価契約工事又は緊急施行工事 の実績	単価契約工事又は緊急施行工事 の実績点	1		_	0	_	
		IS09001又は14001の認証取得の 有無	IS09001又は14001認証取得の 実績点	1		0	0	0	
		地域内における本店又は営業所 の所在の有無	地域内における本店又は営業所 所在の実績点	1		0	0	0	

※凡例:◎必須の評価項目、○選択対象の評価項目

別表 2

工事成績評価点	工事成績評定通知書の総評定点の平均
0	0 点 以 上 20 点 未 満
1	20 点 以 上 30 点 未 満
2	30 点 以 上 40 点 未 満
3	40 点 以 上 50 点 未 満
4	50 点 以 上 55 点 未 満
5	55 点 以 上 57.5 点 未 満
6	57.5 点以上 60点未満
7	60 点 以 上 62.5 点 未 満
8	62.5 点以上 65 点未満
9	65 点 以 上 67.5 点 未 満
10	67.5 点以上 70 点未満
11	70 点 以 上 72.5 点 未 満
12	72.5 点以上 75点未満
13	75 点 以 上 77.5 点 未 満
14	77.5 点以上 80点未満
15	80 点以上 100 点以下